

令和 7 年

波佐見町議会臨時会会議録

第2回 開 会：令和 7 年 2 月 1 8 日
 閉 会：令和 7 年 2 月 1 8 日

波 佐 見 町 議 会

令和7年第2回（2月）波佐見町議会臨時会 会期日程

日 次	月 日	曜	区 分	内 容
第 1 日	2月18日	火	本会議	開会 諸報告 会議録署名議員の指名 会期の決定議案審議
	(以下余白)			

令和7年第2回（2月）波佐見町議会臨時会 目次

第1日目（2月18日）（火曜日）

○開会・開議	6
○会議日程	
日程第1 会議録署名議員の指名	6
日程第2 会期の決定	6
日程第3 提案要旨の説明	6
議案審議（質疑・討論・採決）	
日程第4 議案第10号	7
日程第5 議案第11号	10
日程第6 議案第12号	16
日程第7 議案第13号	17
○閉 会	20

第 1 日目（2 月 18 日）（火曜日）

議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 提案要旨の説明
- 第 4 議案第 10 号 波佐見町課設置条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第 11 号 財産の取得について
- 第 6 議案第 12 号 波佐見町新庁舎周辺整備工事請負契約の変更について
- 第 7 議案第 13 号 波佐見町新庁舎外構工事（1 工区）請負契約の変更について

第1日目（2月18日）（火曜日）

1. 出席議員

1 番	前 田 博 司	2 番	脇 坂 正 孝
3 番	澤 田 昭 則	4 番	横 山 聖 代
5 番	岡 村 真由美	6 番	岡 村 達 馬
7 番	三 石 孝	8 番	城 後 光
9 番	福 田 勝 也	10 番	田 添 有 喜
11 番	北 村 清 美	12 番	尾 上 和 孝

2. 欠席議員

な し

3. 議会事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 林 田 孝 行 書 記 一 瀬 若 菜

4. 説明のために出席した者

町 長 前 川 芳 徳	副 町 長 村 山 弘 司
総 務 課 長 福 田 博 治	企 画 情 報 課 長 澤 田 健 一
商 工 観 光 課 長 太 田 誠 也	庁 舎 建 設 推 進 室 長 大 橋 秀 一
税 務 財 政 課 長 古 賀 真 悟	住 民 福 祉 課 長 井 関 昌 男
農 林 課 長 兼 農業委員会事務局長 伊 藤 幸 治	農 林 課 長 参 事 太 田 克 宏
建 設 課 長 本 山 征 一 郎	水 道 課 長 中 村 和 彦
長 寿 支 援 課 長 松 添 博	子 ども ・ 健 康 保 険 課 長 石 橋 万 里 子
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 串 島 佳 織	教 育 長 森 田 法 幸
教 育 次 長 兼 給 食 セ ン タ ー 所 長 朝 長 哲 也	総 務 課 課 長 補 佐 坂 本 昌 俊

午後 1 時 30 分 開会・開議

○議長（尾上和孝君）

皆さん御起立ください。よろしくお願いします。

ただいまから令和 7 年第 2 回波佐見町議会臨時会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめお手元に配付のとおりです。

これから議事に入ります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（尾上和孝君）

日程第 1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 136 条の規定により、7 番 三石孝議員、8 番 城後光議員を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長（尾上和孝君）

日程第 2. 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日 1 日間と決定しました。

日程第 3 提案要旨の説明

○議長（尾上和孝君）

日程第 3. 提案要旨の説明を求めます。

前川町長。

○町長（前川芳徳君）

皆様お疲れさまです。本日ここに令和 7 年第 2 回波佐見町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御多忙のところ、御健勝にて御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて 2 月も半ばに入りましたが、まだまだ寒い日が続いております。先々週には積雪もありましたが、幸いにして交通機関をはじめ、大きな影響もなく安堵したところでございます。

また全国的に関心が高い埼玉県八潮市の道路陥没事故ですが、1 日も早い行方不明者の発見をお祈りしているところです。今回の事故の原因とされる流域下水道管の破損に関し、下水道管の維持管理に関心が高まっているところです。

本町においては、供用開始から比較的年数が浅い上、管渠そのものの口径が小さく、流量も少ないことから埼玉県のような大規模陥没は想定しがたいところですが、既に水道課による目

視点検を行い、異常がないことを確認しており、引き続き維持管理に万全を期してまいりたいと考えております。

ここで西肥バス川棚内海線廃止に伴う代替交通の状況について御説明をいたします。さきの臨時議会において条例予算について御承認をいただいたことから、手続を加速しており、時刻表について確定を行い、2月14日の自治会長会定例会において自治会長の皆さんに御説明の上、全戸配布を行っているところです。

また共同運行を行う川棚町と協議を行い、名称を「かわたな・はさみタウンバス」として、運行業務を委託する事業者については株式会社新栄と決定したところです。一方で国へ路線届出の協議も進めており、今回上程していますバス購入を行った上で、届出を行いたいと考えています。今後、町民皆様への周知、情報発信を行い4月1日の運行開始に向け鋭意準備を進めてまいります。

それでは、本臨時会に提出しました議案の要旨について御説明をいたします。

議案第10号 波佐見町課設置条例の一部を改正する条例は、公共施設の一定規模の改修工事について、その設計管理業務の集約を念頭に機構改革を行いたく、庁舎建設推進室を廃止し施設整備室を新設するものです。

議案第11号 財産の取得については、先ほど申し上げました代替交通に係る自家用有償運送用バス車両購入について神奈中商事と契約を締結するために、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

議案第12号 波佐見町新庁舎周辺整備工事請負契約の変更については、令和6年7月2日に本契約の議決を受け工事を進めておりますが、工事内容に変更が生じ、契約額を変更したく議会の議決を求めるものです。

議案第13号 波佐見町新庁舎外構工事（1工区）の請負契約の変更については、令和6年6月27日に契約を締結し工事を進めておりますが、工事内容に変更が生じ変更後の契約金額が5,000万円を超えることから、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

提出した議案は以上であり、詳細については御審議の折に御説明をいたしますので、何とぞ慎重に御審議の上適正なる決定を賜りますようお願いをいたします。

日程第4 議案第10号

○議長（尾上和孝君）

日程第4．議案第10号 波佐見町課設置条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について内容説明を求めます。

福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

それでは議案第10号について御説明申し上げます。

波佐見町課設置条例の一部を改正する条例。波佐見町課設置条例の一部を別紙のとおり改正す

る。提案理由ですが、組織機構を見直し効率的な行政運営を図るため改正するものでございます。

次ページ、別紙をお願いします。改正内容として第1条第11号を次のように改める。

11号、施設整備室。

附則、この条例は令和7年4月1日から施行する。

これは現在の庁舎建設推進室を廃止し、新たに施設整備室を設けるものでございます。なお、次ページが新旧対照表となっておりますので、併せて御確認をお願いいたします。以上で議案第10号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（尾上和孝君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

2番 脇坂議員。

○2番（脇坂正孝君）

この改正と申しますか、非常に歓迎すべきことだというように思っておりますが、現在の時点で業務の範囲。大まかで結構ですけど。ここのところとそれから室員、職員ですね。何名の体制になるものか、そここのところをお伺いしたいと思います。

○議長（尾上和孝君） 村山副町長。

○副町長（村山弘司君）

お尋ねの業務の範囲でございますが、施設整備の大規模改修、一定規模の規模改修を想定しておりまして、当面ですね教育委員会の大規模改修が非常に多く件数が発生をいたします。

そういったことから数千万円規模を超える教育委員会の施設整備、大規模改修を優先的に実施したいというふうに思っております。なお細かな事業の仕分につきましては、今後検討を進めていきたいというふうに思っております。

それから職員の組織の規模でございますが、土木職の管理職が1名と事務職員を1名ということで想定をいたしております。さらに今後人事の配置につきましては、新規採用も含めて、人事の配置の中で詳細を決定してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 7番 三石議員。

○7番（三石孝君）

業務の範囲について今御説明がございましたけども、ここの施設整備室の施設の概念の中にはどういったものが入ると理解してよろしいですか。

○議長（尾上和孝君） 村山副町長。

○副町長（村山弘司君）

業務の所管する施設の概念でございますが、基本的には建築系の施設の改修工事の想定をいたしております。建築系の施設整備につきましてこれまで、専門の技術職がないということで職員からも事務職員が今まで所管する中で、業務を遂行する上での戸惑いとか、不安とかというも

のが意見として出されておりました。そういった経過を含めて、今回建築系の施設整備を所管をする専門部署を配置したいというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 7番 三石議員。

○7番（三石孝君）

建築系とおっしゃいますが既存の施設も含んだところの解釈としてよろしいんですか。

○議長（尾上和孝君） 村山副町長。

○副町長（村山弘司君）

基本的には既存の施設の大規模改修を想定しております、特に教育委員会の施設につきましては、長期に――いわゆる老朽化しているような施設も今後多く発生しますので、そういった施設の大規模改修を優先的に実施したいと、所管をしたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 7番 三石議員。

○7番（三石孝君）

教育関係はもう2回聞きましたので分かりますが、全ての公的施設という理解をしていいのですかという質問です。

○議長（尾上和孝君） 村山副町長。

○副町長（村山弘司君）

失礼しました。所管する施設の範囲でございますが、基本的には金額を一つ目安にしまして所管をしたいと、仕分をしたいと思いますが。全てではなくて、一定規模の大規模改修工事について所掌をするということで。まず初年度でございますので、先ほど申し上げた人員規模でどの程度が1年間の仕事量としてふさわしいのかという部分を見極めた上で、その所管業務についても熟知、検討をしてみたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 8番 城後議員。

○8番（城後光君）

基本は大規模改修等が施設整備室の担当する業務になるかと思うのですが。現状も担当課ではなかなか技術職員が特にいらっしゃらない課に関しては、いろんな整備に助言を求められる機会が生じていると思うんですけど、そういう業務もこちらで担っていく、サポートしていくという考えなのでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 村山副町長。

○副町長（村山弘司君）

先ほどの答弁とちょっと若干重なりますが、今回初年度ということもございまして、人員規模、先ほど申し上げた人員規模の中で、どういった仕事を請け負えるか。基本的には施設の所管のほうから受託をするような形で仕事をしてまいります、そういった中で細かな維持修繕等について相談があったときに対応できるのであれば、しっかり対応していくというふうな形でしたいと

いうように思いますし。

さらに実は、来年度から長崎県のNERC（ナーク）のほうで建築職に対する、建築の仕事に対する市町村の伴走支援というふうな業務も今回制度化されますので、そういったNERCの伴走支援も活用しながら、職員の専門性をしっかり取得するような、そういった仕方をしていきたいというように思っています。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 8番 城後議員。

○8番（城後光君）

これまで特に災害等で技術職員の方が課をまたいで移動するとか、いろんな対応をされてたと思うんですけど。今回取り急ぎ2名体制で進められるので、どういう形で業務を進めていくかという形はあるんですけど、今後の方向性としては、こちらの施設整備室が中心となって、いろんな役割分担とかそのあたりを図られていく方向なのか。そのあたりは担当課とどういう形で検討を進めていかれる方向かを教えてください。

○議長（尾上和孝君） 村山副町長。

○副町長（村山弘司君）

今回設置します施設整備室と他課との連携については、これまでの課題も踏まえて、しっかり建築系の施設の大規模改修修繕について所管をしていただくというのはもちろんなんですが。

そういった中で先ほどもおっしゃられたような、他課をまたぐような型については、それぞれ連携をして今後対応していくということを一つの基本として運用していきたいというふうに思っています。以上でございます。

○議長（尾上和孝君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号 波佐見町課設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（尾上和孝君）

起立全員であります。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第11号

○議長（尾上和孝君）

日程第５．議案第11号 財産の取得についてを議題とします。本案について内容説明を求めます。

太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

議案第11号について御説明いたします。財産の取得について。別紙のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第１項第８号の規定により議会の議決を求めるものです。議案の説明の前に、今回臨時議会での議案上程になった経緯について御説明をいたします。

令和７年４月１日から運行を開始する川棚内海線の廃止代替バスについては、さきの臨時会において予算について御承認をいただいております、今回車両を購入することといたしております。

この車両につきましては、現在行っている運輸局への路線登録申請手続等に、車両の車検証の添付等が必要であるというふうなことや、運行開始前に試験運行、それから内装される付属機器類の動作確認等を行う必要がありますので、限られた時間内に早急に車両を確保する必要がございます。

こういう理由によりまして、今回の臨時会において財産取得に関する議案を上程させていただいた次第でございます。

それでは内容説明に移ります。２ページ目を御覧ください。別紙でございます。

- １．財産の種類 自家用有償運送用バス車両。
- ２．数量 ２両。
- ３．取得予定価格 １,148万1,700円。
- ４．取得予定年月日 令和７年３月31日限り。
- ５．契約の相手方 神奈川県平塚市東八幡３丁目15番３号

株式会社 神奈中商事 取締役社長 譲原弘明でございます。

契約につきましては、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号を適用しまして、１社との随意契約により令和７年２月13日付けで仮契約を締結しております。

随意契約の理由としましては、契約の相手方は中古車両、内装機器、車両ラッピング、車両音声データ合成等１社で受注できまして、かつ早期に車両納車ができる唯一の事業者であるというふうなことから競争入札に適さないということを理由としております。

３ページ目、参考資料１を御覧ください。車両概要についてですが、車名はいすゞエルガミオ。車体番号・型名は記載のとおり。車両は２両でございます。

初年度登録年月、平成18年12月でございます。これは２車両とも同じでございます。自動車の種別は普通。用途は乗合。乗車定員は55名。そして長さは899センチメートル。幅230センチメートル。高さ301センチメートルとなっております。これは２両とも同じ規格となっております。

資料には掲載しておりませんが、購入車両はノンステップバスとなりまして、障害者の方にも安心して利用いただける車両となっております。

それから車内に取り付ける付属機器でございます。付属機器は、現在本町を走る路線バスと同様の機器を取り付けることとしております。運賃箱、運賃表示器、LED行先表示器、音声合成、マイク操作盤、整理券器、簡易精算機となっております。

その他として機器設置及び調整、全面ラッピング施工、車両の陸送が行われるとなっております。

次に、4ページ目には参考資料2として、車両の三面図を掲載しております。座席は1人掛けが6席、2人掛けが7席、5人掛けが1席となっております。さきに御説明をいたしました、整理券機、運賃箱、運賃表示機が内部に取付けられ、車椅子の方も、車椅子で乗車できるノンステップ車両となっております。

5ページ。参考資料3には、購入する車両の現在の様子について写真を掲載しております。外装や内装機器は現在から変更し、納品をされるという予定となっております。

6ページ。参考資料4ではラッピング施工図を掲載しておりますが、さきに町長が説明しましたとおり、川棚町との協議の上、代替交通名称を「かわたな・はさみタウンバス」とし、車体は白と藍色を基調としたデザインで、側面には波佐見焼の代表的な絵柄である唐草模様をあしらった車両対面には川棚町のクジャクのデザインを、そしてそれぞれの町のキャラクターも側面に配置をしております。

以上で議案第11号について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（尾上和孝君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

3番 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

車の概要はよく分かったのですが、初年度登録で平成18年と言われまして、中古車のバスで大きなバスなのですが、車も耐用年数というのはあると思うのですよね。

この車が市街地を多分都会で走られて、年数20年間近く走られて、相当な距離を走られていると思いますが、そういう距離がもし分かれば教えていただきたいのと、この耐用年数がもう20年近くなっていて、今後乗られるような安全性は確保できるのかとか。実際使ってみて、もう三、四年でまた車両変えないといけないとかそういう状況もあるのか。そのあたりもうちょっと詳しく教えていただきたいです。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

まず走行距離につきましては、ちょっとすいません。申し訳ありません、ちょっと手元にちょっと走行距離の資料がちょっとございませんので、もしも分かればちょっと後だってお知らせし

たいと思います。失礼しました。走行距離につきましては、令和6年10月9日時点で20万3,600キロメートルというふうなことで、なっております。もう1台が令和6年10月18日付けで43万700キロメートルというふうなことで頂いております。

そして耐用年数につきましては、この車両の調達先からのちょっとお話を聞きますと、当然その運行上車両整備は欠かさず今行われているというようなことで、あと五、六年は乗れるというふうなことで聞いております。当然いろんな車両整備というのを欠かさずやるというふうなことが条件でございますが、一応五、六年は乗れるというふうなことで話を伺っているところです。以上です。

○議長（尾上和孝君） 3番 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

耐用年数は五、六年と言われましたが、また五、六年後に購入をまた検討されるのか分かりませんが、こういう車両ですね。とにかく初めての試みで大変時間もない中で計画されたのですが、安全性というのを確保していただきたいのというのと、安い車両買えば予算が何とかつくだろうというわけでもなくて、やはり大事な町民、住民の方を乗せるわけなのでしっかりした車両を今後とも選んでいただきたいというのがあります。また今後どういうお考えでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

車両等の購入につきましてはですね、国の補助事業等も活用しながら、ある程度の耐用年数を経過した後に補助事業の対象になるとするのであれば、新車の購入等も検討していきたいというふうに考えております。

○議長（尾上和孝君） 2番 脇坂議員。

○2番（脇坂正孝君）

取得予定年月日が、令和7年3月31日ということになっておりますが、今お聞きしましたように、かなりの中古でありますし、それから運転士さんですね。4月1日になったらもうそのまま即運行ということになりますので。

もう少し時間をおいて、たとえばもう少し五、六日前にでも納入期限を設定して、そして運転士さんの慣れとか、それから試運転も当然必要ですし、再整備も必要かと思いますので、その辺はそうようにされたほうがよろしいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

納入期限につきましては、契約上一応便宜的に、令和7年3月31日としておりますが、今後の予定としましては、ある程度のラッピング等の施工が完了した時点で、同日にないというのはちょっと難しいというふうなことであるのですが、3月上旬もしくは中旬、下旬ぐらいに、それぞれ納車をいただけるというふうなことでの微調整を今させていただいてるところです。

○議長（尾上和孝君） 2 番 脇坂議員。

○2 番（脇坂正孝君）

そこのところはですね、私もそういうふうには解釈はしましたが、念のためもしものときことも考えられますので、即4月1日運行というふうな、もう押し迫ったところでもありますから、余裕を持ったほうがよろしいのではないかというように思っております。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

当然ですね、1日も早い納品というふうなことで、契約の相手方につきましては、調整を今していただきまして、ラッピングそれから内装機器の取付け等の施工を早急に行っていただけるようお願いと、そういう回答を頂いているところでございます。

○議長（尾上和孝君） 5 番 岡村真由美議員。

○5 番（岡村真由美君）

これは2月14日の自治会長会の折に配られたチラシです。多分これは、全世帯に配られたものかと思います。

この中に2月13日現在、「仮称：波佐見川棚町営バス」というふうな仮称が載っております。先ほどの説明の中で、川棚町との協議の上で名称を「かわたな・はさみタウンバス」と決めたというようにおっしゃいましたが、私はこの間の太田課長はじめ、波佐見町の執行部の皆様の御苦勞を考えたときに、どうして「かわたな・はさみタウンバス」なのか、「波佐見川棚タウンバス」でどうしていけないのか、ということをしごく疑問に思いましたので、細かいことかも分かりませんが、いつ協議をなさってどういう経緯で「かわたな・はさみタウンバス」となったのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

路路線の名称につきましてはですね、なかなかちょっと協議ができてなくて、このチラシの入稿までにちょっと決定ができなかったというふうなところもございまして、入校後すぐその後決定をしたというふうなところがございます。当然いろんな高校までの道のりの中で波佐見町が主導的にこの路線について行ってきたところではありますが。この「かわたな・はさみタウンバス」という名称につきましては、やはり呼び方——どちらが先というふうなところではなくて「川棚内海線」という現在の路線もございますし、「かわたな・はさみ」というようなところの呼び方についてはある程度の呼びやすさというのは定着しているのではないかなというようなこともございまして。

本来「はさみ・かわたなタウンバス」というような名称でもよかったのかもしれませんが、町民の皆様ずっと名称を覚えてもらいやすいのは「かわたな・はさみタウンバス」のほうがすっきりいくんじゃないかなというようなことを考えまして、川棚町との協議の上で、この名

称に決定したということでございます。

○議長（尾上和孝君） 8番 城後議員。

○8番（城後光君）

先ほどですね町長から運行委託の企業さんが株式会社新栄観光さんということでお話がありましたのでお伺いするのですが、今新栄観光さんでスクールバスを運行されてます。

今回ですね導入される車両とサイズのな部分は似通ったものなんでしょうか。

というのが、そういうバスを運行されてるのを前提として、安全に運行されることを踏まえて、委託業者等決定されていると思うのですが、どれぐらいの長さの感覚が分からないものですか、今本町で走っているものに関して、大体この今回導入される車両が似通ったものがあるのかどうかをちょっとお伺いしたいのですが。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

申し訳ございません。今のスクールバスの具体的な長さについての明確な数字というのはちょっと今、持ち合わせておりませんのではっきりは分かりませんが。実際に運行しているスクールバスについては、大型というふうにちょっと今聞いておりますので、若干今の車両よりも大きいのではないかなというふうに感じております。

○議長（尾上和孝君） 8番 城後議員。

○8番（城後光君）

今回ですね、バスのほうには付属機器として運賃箱とかいろいろついているのですが、今回導入される予定のバスは実際今まで走ってたということでいいのでしょうか。もし分かれば、もうぎりぎりまで走ってたかどうか。何かしら情報が分かれば教えてください。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

購入する車両につきましては、つい先日まで神奈川県の方で実際運行されていた車両というように聞いております。

○議長（尾上和孝君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第11号 財産の取得についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（尾上和孝君）

起立全員であります。したがって議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第12号

○議長（尾上和孝君）

日程第6. 議案第12号 波佐見町新庁舎周辺整備工事請負契約の変更についてを議題とします。
本案について内容説明を求めます。

大橋庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

それでは、議案第12号 波佐見町新庁舎周辺整備工事請負契約の変更について説明させていただきます。

1 ページを御覧ください。令和6年7月2日付けで請負契約を締結した波佐見町新庁舎周辺整備工事について、別紙のとおり変更契約を締結するため地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。令和7年2月18日提出。

提案理由。本件は、波佐見町新庁舎周辺整備工事について、工事内容に変更が生じたため、変更契約を締結するものです。

次に2ページ、別紙を御覧ください。

1. 契約の目的 波佐見町新庁舎周辺整備工事。
2. 契約金額 変更前の契約金額 5,733万3,100円。
今回の増額 234万9,600円。
変更後の契約金額 5,968万2,700円。

3. 契約の相手方 長崎県東彼杵郡波佐見町湯無田郷849-1。

株式会社 上山建設 代表取締役 上山誠。

次に3ページ。説明資料を御覧ください。1、2は先ほど説明させていただきましたので省略させていただきます。変更箇所を説明させていただきます。

3. 変更箇所平面図になります。工事延長125メートル。①横断側溝②歩道工③手すり（階段部）④撤去工。

次に4ページを御覧ください。上段ですが変更箇所詳細図です。

今回の増額ですが、

- ① 横断側溝400×400オールグレーチング（AG）Lは延長5.2メートル、60万円。
- ② 歩道工。延長10メートル（撤去・側溝・縁石・舗装）44万9,600円。
- ③ 手すり（階段部）延長24.9メートル90万円。

④ 撤去工一式40万円。

合計234万9,600円となります。以上で説明を終わります。

それでは、議案第12号 波佐見町新庁舎周辺整備工事請負契約の変更について、御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（尾上和孝君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号 波佐見町新庁舎周辺整備工事請負契約の変更についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（尾上和孝君）

起立全員であります。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 13 号

○議長（尾上和孝君）

日程第 7. 議案第13号 波佐見町新庁舎外構工事（1 工区）請負契約の変更についてを議題とします。本案について内容説明を求めます。

大橋庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

それでは議案第13号 波佐見町新庁舎外構工事（1 工区）請負契約の変更について説明させていただきます。

1ページを御覧ください。令和6年6月27日付けで請負契約を締結した、波佐見町新庁舎外構工事（1 工区）について、別紙のとおり変更契約をするため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

令和7年2月18日提出。

提案理由 本件は波佐見町新庁舎外構工事（1 工区）について、工事内容に変更が生じたため、変更契約を締結するものであります。

次に2ページ別紙を御覧ください。

1. 契約の目的 波佐見町新庁舎外構工事（1 工区）。

2. 契約金額 変更前の契約金額 4,730万円。

今回の増額 337万7,000円。

変更後の契約金額 5,067万7,000円。

3. 契約の相手方 長崎県東彼杵郡波佐見町折敷瀬郷1445－1。

株式会社 山口住建工業 代表取締役 山口哲也。

次に3ページ。説明資料を御覧ください。1、2は先ほど説明させていただきましたので省略させていただきます。変更箇所を説明させていただきます。

3. 変更箇所平面図、全体平面図です。南側駐車場の青枠が施工範囲になります。

1工区は駐車場の基盤、側溝整備、防護柵工、園路工、舗装工の路床仕上げまでで、路床——地盤の土砂の部分が締め固められていないと舗装が沈下して、水たまりができてしまいますので、重要な部分までの施工となります。

次に4ページ、説明資料を御覧ください。上段変更箇所、進捗全景写真となります。どのように説明させていただこうか迷いましたが、着工前の状況等、路床、舗装の下地ができた状況です。広範囲の中での変更となり、実績等による変更になります。

次に今回の増額ですが、

- ① 土工。掘削・積込・運搬・処分（土砂数量215立方メートル）100万円。
- ② 撤去工。既存構造物の撤去・運搬・処分（コンクリート殻体積17.2立方メートル）90万円。
- ③ 補修工。擁壁補修、擁壁損傷部の補修、既存擁壁の補修、駐車場南側既存擁壁。57万7,000円。
- ④ 撤去工。伐採材運搬・処分（敷地内樹木）30万円。
- ⑤ 舗装工。歩道工・園路工（路盤面積200平方メートル）20万円。
- ⑥ 仮設工。交通誘導員（20名）40万円。

合計337万7,000円となります。以上で説明を終わります。

それでは、議案第13号 波佐見町新庁舎外構工事（1工区）請負契約の変更について御審議のほどをよろしくお願いします。

○議長（尾上和孝君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番 三石議員。

○7番（三石孝君）

今回の増額の内訳の欄を見てほしいのですが、3番の補修工について57万7,000円という千円で切っていますが、ほかの百万円とか十万円単位なんですね。前の議案12号にありはしましたが、それは歩道工で44万9,600円という単位までの増額の内訳だったんですけど、今回もまだ十、百万と、こんなきっちりいくものなんですか。その辺御説明ください。

○議長（尾上和孝君） 大橋庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

それでは説明させていただきます。変更分につきましては、経費がかかってまいります。それで経費の分を落札率が90%になりますので、そこで1.3倍直接工事費にかけさせていただいております。

そこでぴしゃっと100万円とか90万円とかそういう数字にはならないのですが切捨て、切上げ。そこでさせていただいて、そこでやはり端数が出る分に関しましては、1か所端数をつけさせて、合計金額にさせていただいております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 7番 三石議員。

○7番（三石孝君）

いや、おっしゃっている内容的には分かります。切捨て、切上げを含めて調整しながらされたということです。きっかり100万円とかね、きっかりその十万円単位で切られている。ほかのも。

例えば補修工みたいにいろんな形で千円単位までの微調整ができたとか、いうようなことだったら分かるんですが、きっちり百万単位、十万単位で収まっているというのはちょっと不思議ではないのですけど。

○議長（尾上和孝君） 大橋庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

それでは説明させていただきます。これはあくまでも説明資料でありまして、設計書は細目別内訳、歩掛のほうでは円単位まで出ております。

そこで直接工事費になってきますと、千円単位で切捨てて、あと共通費とかも千円単位で丸めた形になってきます。そこで答えといたしましては、この分は説明資料でありまして、切捨てを行っております。以上です。

○議長（尾上和孝君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号 波佐見町新庁舎外構工事（1工区）請請負契約の変更についてを採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（尾上和孝君）

起立全員であります。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。これで本日の会議を閉じます。

令和7年第2回波佐見町議会臨時会を閉会します。

御起立ください。お疲れさまでした。

午後2時21分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員